

令和2年度 放課後児童クラブ(学童保育)の 入会申込を受け付けます

問 市 子育て支援課(山東庁舎) ☎55-8104 FAX 55-4040

対 象

就労などの理由により、昼間、保護者がいない家庭で、次に該当する児童

- ①令和2年度に市内小学校に在学
- ②児童クラブに自主的に参加でき、集団生活ができる

受付期間

10月15日(火)～31日(木)

※下記の窓口事務延長でも受け付けます

10月17日(木)19時まで:伊吹・近江庁舎

10月24日(木)19時まで:山東・米原庁舎

長期休業期間のみの利用や、年度途中からの利用を希望する人、就労予定がある人もこの期間内にお申し込みください。

なお、この期間を過ぎると特別な事情を除き、受け付けができませんのでご注意ください。

申込方法・受付場所

10月1日(火)から配布する申込書を提出してください。申込書は下記で配布・受け付けます。なお、申込書は市公式ウェブサイトにも掲載します。

- ・子育て支援課または各庁舎窓口
- ・在園中の保育所、幼稚園、認定こども園(令和2年度に小学校へ入学する場合)
- ・現在利用中の児童クラブ(現在入会している児童で、来年度も継続する場合)



民間児童クラブについて

民間の児童クラブへの申し込みは下記へお問い合わせください。

- ・KID'Sさめがっこ 問 醒井保育園 ☎54-0215
- ・お家笑里クラブ 問 近江公民館 ☎52-3483

利用負担金

年間利用の場合

区分	負担金額	
年間利用	9,000円/月	
延長利用等	負担金額	
18時～18時30分	1,000円/月	
7時～8時30分	夏休み期間	1,000円/期間
	夏休み期間以外	500円/期間
土曜日利用	3,000円/月	

長期休業期間のみ利用の場合

区分	負担金額	
春休み(学年始)	3,000円	
夏休み	13,000円	
冬休み	3,000円	
春休み(学年末)	3,000円	
延長利用	負担金額	
7時～8時30分	夏休み期間	1,000円/期間
	夏休み期間以外	500円/期間

- ・令和2年度から、長期休業期間の延長利用制度が変更になる場合があります。詳しくは、申込書と一緒に配布するチラシをご確認ください。
- ・延長利用や土曜日利用を申し込む場合、利用の有無に関わらず月額(期間別)負担金に加算されます。
- ・生活保護世帯、非課税世帯、ひとり親家庭、兄弟姉妹での利用の場合、負担金の減免制度があります。
- ・おやつ代や教材費、傷害保険料等が別途必要です。

令和2年度開設 予定の児童クラブ

※1 利用者が多いため、クラス分け(まいはらっ子は支援の単位を3単位、その他は2単位に分割)を行い、運営しています。

※2 令和2年度から坂田小学校区の受入方法に変更があります。詳しくは坂田小学校区の各家庭に配布するチラシをご確認ください。

※3 入会希望者が定員を超える場合は待機となる場合があります。また、長期休業期間の定員は、年間利用を含めた人数です。

区分	児童クラブ名	小学校区	定員(人) ^{※3}		設置場所
			年間	長期休業期間	
公設	まいはらっ子クラブ ^{※1}	米原	170	170	旧米原幼稚園・米原小学校敷地内
	河南児童クラブ	河南	20	40	河南小学校内
	近江げんぎッズ坂田	坂田 ^{※2}	40	40	旧坂田診療所内
	坂田児童クラブ		40	90	坂田児童クラブ専用施設・坂田小学校内
	近江げんぎッズ息長 ^{※1}	息長	60	90	息長小学校・いきいき健康館内
	大原児童クラブ ^{※1}	大原	130	130	大原児童クラブ専用施設・旧大原幼稚園内
	山東児童クラブ	山東	50	50	山東地域福祉活動センター内
	柏原児童クラブ	柏原	45	50	柏原小学校内
いぶきっ子クラブ ^{※1}	伊吹春照	50	110	伊吹薬草の里文化センター・春照小学校内(春照小学校は夏季休業期間のみ)	
民間	KID'Sさめがっこ	河南	お問い合わせください		醒井保育園内
	お家笑里クラブ	坂田			近江公民館内